

令和 6 年第 3 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 9）

堺 市

目 次

	頁
議案第 98 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
議案第 99 号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例	5
議案第 100 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 101 号 堺市学校給食センター条例	9
議案第 102 号 物品の買入れについて [水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I 型、救助仕様) 2台]	11
議案第 103 号 指定管理者の指定について [堺市立梅文化会館]	13
議案第 104 号 指定管理者の指定について [堺市立西文化会館]	19
議案第 105 号 指定管理者の指定について [堺市立東文化会館]	23
議案第 106 号 指定管理者の指定について [堺市立美原文化会館]	31
議案第 107 号 指定管理者の指定について [堺市立歴史文化にぎわいプラザ]	39
議案第 108 号 町の区域の変更及び新設について	43
議案第 109 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	47
議案第 110 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ いて	51
議案第 111 号 市道路線の認定について	55
報告第 14 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	67

令和6年第3回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年8月20日

堺市長 永藤英機

- 議案第 98 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 99 号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例
- 議案第 100 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 101 号 堺市学校給食センター条例
- 議案第 102 号 物品の買入れについて
- 議案第 103 号 指定管理者の指定について
- 議案第 104 号 指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 指定管理者の指定について
- 議案第 106 号 指定管理者の指定について
- 議案第 107 号 指定管理者の指定について
- 議案第 108 号 町の区域の変更及び新設について
- 議案第 109 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第 110 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 111 号 市道路線の認定について
- 報告第 14 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条」を「第27条」に改める。

第30条を削り、第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「、第5項又は第9項」を「若しくは第5項」に、「虚偽の届出をし、又は被保険者証の返還をしない」を「又は虚偽の届出をした」に改め、同条を第27条とする。

第7章中第25条の次に次の1条を加える。

（委任）

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和6年12月2日から施行するものであること。

堺市手数料条例等の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第2号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項第3号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同号ア中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第4号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項第12号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

(堺市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「受ける」を「受け、又は法第18条第4項の規定による通知を行う」に改め、同条第2項第3号中「第18条第2項」の次に「又は第4項」を加える。

(堺市開発行為等の手続に関する条例の一部改正)

第3条 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項、第7条第1項及び第9条第1項中「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市手数料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建築物の計画に係る適合審査について、指定確認検査機関が行うことができることとされることに伴い、次の条例について所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）
- (2) 堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）
- (3) 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）

2 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺旧港交流空間創出事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市中百舌鳥 駅前北側広場 活用等事業者 選定委員会	中百舌鳥駅前北側広場活用等 事業に係る事業者の選定につ いての審議及び審査に関する 事務	6人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで
-------------------------------------	---	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

中百舌鳥駅前北側広場活用等事業に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市学校給食センター条例

(設置)

第1条 堺市立中学校において実施する学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。）の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堺市第1学校給食センター	堺市中区八田西町1丁
堺市第2学校給食センター	堺市南区桃山台1丁

(職員)

第3条 給食センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

堺市学校給食センター条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

堺市立中学校において実施する学校給食の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、堺市学校給食センターを設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置に関する事項
- (2) 名称及び位置に関する事項
- (3) 職員に関する事項

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するものであること。

物品の買入れについて

次のとおり、水槽付消防ポンプ自動車（CD- I 型、救助仕様）2 台の買入れを行うものとする。

- 1 購 入 先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和
- 2 購 入 金 額 130,900,000 円
うち取引に係る消費税額等 11,900,000 円
- 3 仮 契 約 の 日 令和 6 年 7 月 18 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件)
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和8年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和6年7月11日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		119,000,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		122,000,000	
小川ポンプ工業株式会社		123,600,000	
株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所		124,600,000	
日本ドライケミカル株式会社大阪支店		127,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額である。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立梅文化会館	堺市堺区翁橋町 2丁1番1号	梅文化会館共同事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	(代表団体) 堺市堺区翁橋町 2丁1番1号	(代表団体) 公益財団法人 堺市文化振興財団	
	(他の構成団体) 大阪府中央区難波 5丁目1番60号	(他の構成団体) 南海ビルサービス 株式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立梅文化会館の指定管理者として梅文化会館共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
梅文化会館 共同事業体	令和 6 年 6 月 7 日	堺市立梅文化会館の 管理運営	堺市立梅文化会館の管 理運営を目的に設立さ れた共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立梅文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

堺市ラーニングcommons

(代表団体)

大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

グローブシップ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号

一般財団法人大阪男女いきいき財団

②東京都千代田区神田神保町2丁目30番地

さかいみらい文化創造グループ

(代表団体)

東京都千代田区神田神保町2丁目30番地

株式会社小学館集英社プロダクション

(他の構成団体)

大阪府中央区備後町1丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

愛知県豊川市豊が丘町198番地1

株式会社ピーアンドピー

(他の構成団体)

堺市中区八田北町415番地の2

株式会社大阪建物管理

③堺市堺区翁橋町2丁目1番1号

梅文化会館共同事業体

(代表団体)

堺市堺区翁橋町2丁目1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

(他の構成団体)

大阪府中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和6年4月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和6年7月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事兼事務局長
兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 高野山大学特任教授 山田 正行

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	堺市ラー ニングコ モンズ	さかいみ らい文化 創造グル ープ	梅文化会 館共同事 業体
(1) 事業計画が 市民の平等利 用その他の観 点から適切な ものであるこ と。 (堺市立文化会 館条例第19条 第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確 保	40点	24点	23点	28点
(2) 事業計画を 確実かつ安定 的に実施する に足りる経理 的基礎その他 の経営に関す る能力を有す ること。 (堺市立文化会 館条例第19条 第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	20点	12点	14点	16点

<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第3号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	40点	27点	26点	29点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	60点	41点	34点	42点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画</p>	108点	82点	75点	86点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	68点	41点	37点	39点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	64点	36点	36点	37点
合計点		400点	263点	245点	277点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立西文化会館	大阪市西区京町堀 1丁目4番16号	大阪ガスビジネス クリエイト株式会 社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立西文化会館の指定管理者として大阪ガスビジネスクリエイト株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	昭和 52 年 3 月 10 日	公共施設、企業の PR 施設、及び福利厚生施設等の施設管理並びに運營業務受託に関する業務 等	堺市立西文化会館、堺市立歴史文化にぎわいプラザ、兵庫県立神戸生活創造センター、長岡京市中央生涯学習センター等の管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立西文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区京町堀 1 丁目 4 番 16 号

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

(2) 選定経過

令和6年4月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年7月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事兼事務局長
兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 高野山大学特任教授 山田 正行

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	28点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	20点	16点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	31点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	60点	41点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画</p>	108点	81点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	68点	35点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	64点	36点
合計点		400点	268点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立東文化会館	東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号	堺市立東文化会館 コミュニケーショングループ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号	(代表団体) 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン	
	(他の構成団体) 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号	(他の構成団体) 日本管財株式会社	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立東文化会館の指定管理者として堺市立東文化会館コミュニケーショングループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市立東文化会館コミュニケーショングループ	令和 6 年 6 月 14 日	堺市立東文化会館の管理運営	堺市立東文化会館の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 5 団体について堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立東文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

アクティオ株式会社

②東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号

堺市立東文化会館コミュニケーショングループ

(代表団体)

東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

(他の構成団体)

兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

日本管財株式会社

③大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

堺市ラーニングコモンズ

(代表団体)

大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

グローブシップ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

大阪市天王寺区上汐 5 丁目 6 番 25 号

一般財団法人大阪男女いきいき財団

④東京都千代田区神田神保町 2 丁目 30 番地

さかいみらい文化創造グループ

(代表団体)

東京都千代田区神田神保町 2 丁目 30 番地

株式会社小学館集英社プロダクション

(他の構成団体)

大阪府中央区備後町 1 丁目 7 番 10 号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

愛知県豊川市豊が丘町 198 番地 1

株式会社ピーアンドピー

(他の構成団体)

堺市中区八田北町 415 番地の 2

株式会社大阪建物管理

⑤東京都千代田区3番町2番地

堺市立東文化会館運営共同事業体

(代表団体)

東京都千代田区3番町2番地

株式会社コンベンションリンクージ

(他の構成団体)

大阪府中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和6年4月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和6年6月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査を実施し、面接審査の対象となる上位3団体を決定)

令和6年7月8日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事兼事務局長

兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 高野山大学特任教授 山田 正行

(4) 書類審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	アクテ イオ株 式会社	堺市立 東文化 会館コ ミュニ ケーシ ョング ループ	堺市ラ ーニン グコモ ンズ	さかい みらい 文化創 造グル ープ	堺市立 東文化 会館運 営共同 事業体
(1) 事業計画 が市民の平 等利用その 他の観点か ら適切なも のであるこ と。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第1号)	①管理の基本方 針 ②平等利用・安 全の確保	40点	30点	28点	24点	23点	23点
(2) 事業計画 を確実に実 施するに足 りる経理的 基礎その他 の経営に関 する能力を 有すること。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第2号)	①安定的な経営 資源 ②財務規模、組 織状況 ③事業実績	20点	16点	14点	14点	14点	13点
(3) 使用者の 意思及び人 権を尊重 し、常にそ の立場に立 ったサービ スが提供で きること。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第3号)	①利用者・利用 者ニーズの把 握 ②個人情報保 護、情報公開 の考え方 ③人権尊重の考 え方 ④障害者等への 考え方 ⑤広報・モニタ リング計画	40点	28点	27点	26点	27点	22点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	60点	42点	40点	28点	37点	36点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画</p>	108点	82点	77点	70点	79点	64点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	68点	36点	36点	39点	36点	32点

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職 困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	64点	44点	44点	36点	37点	36点
合計点		400点	278点	266点	237点	253点	226点

(5) 最終審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	アクテ イオ株 式会社	堺市立 東文化 会館コ ミュニ ケーシ ョング ループ	さかい みらい 文化創 造グル ープ
(1) 事業計画が市民の 平等利用その他の観 点から適切なもので あること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確 保	80点	59点	59点	46点
(2) 事業計画を確実に 実施するに足る経理的基礎 その他の経営に関する 能力を有すること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	30点	30点	28点

<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第3号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	80点	57点	58点	54点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	120点	78点	86点	73点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画</p>	216点	158点	171点	151点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	136点	73点	74点	71点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	128点	89点	90点	74点
合計点		800点	544点	568点	497点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原文化会館	東京都目黒区東山 1丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階	アクティオ株式会社	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原文化会館の指定管理者としてアクティオ株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
アクティオ株式会社	昭和 62 年 2 月 27 日	指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託や、文化施設等の運営に関する業務	堺市立みはら歴史博物館、宇治市文化会館、大阪市立芸術創造館、大阪狭山市立公民館等の管理運営	公募

3 選定の理由

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 4 団体について堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立美原文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

アクティオ株式会社

②東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

③大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

堺市ラーニングcommons

(代表団体)

大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

グローブシップ株式会社 大阪支店

(他の構成団体)

大阪市天王寺区上汐 5 丁目 6 番 25 号

一般財団法人大阪男女いきいき財団

④大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和 6 年 4 月 5 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 6 年 6 月 26 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査を実施し、面接審査の対象となる上位 3 団体を決定)

令和 6 年 7 月 9 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 公益財団法人八尾市文化振興事業団 業務執行理事兼事務局長

兼 八尾市文化会館館長 大久保 充代

委員 高野山大学特任教授 山田 正行

(4) 書類審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	アクテ イオ株 式会社	株式会 社JTBコ ミュニ ケーシ ョンデ ザイン	堺市ラ ーニン グコモ ンズ	南海ビ ルサー ビス株 式会社
(1) 事業計画 が市民の平 等利用その 他の観点か ら適切なも のであるこ と。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全 の確保	40点	30点	28点	22点	26点
(2) 事業計画 を確実に実 施するに足 りる経理的 基礎その他 の経営に関 する能力を 有すること。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第2号)	①安定的な経営資 源 ②財務規模、組織 状況 ③事業実績	20点	16点	15点	12点	12点
(3) 使用者の 意思及び人 権を尊重し、 常にその立 場に立った サービスが 提供できる こと。 (堺市立文化 会館条例第 19条第3項 第3号)	①利用者・利用者 ニーズの把握 ②個人情報保護、 情報公開の考え 方 ③人権尊重の考え 方 ④障害者等への考 え方 ⑤広報・モニタリ ング計画	40点	29点	28点	24点	25点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	60点	40点	40点	33点	38点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④自主事業の実施計画</p>	108点	83点	79点	73点	74点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立文化会館条例第19条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	68点	36点	39点	36点	39点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立文化会館条例第19条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	64点	45点	53点	36点	45点
合計点		400点	279点	282点	236点	259点

(5) 最終審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	アクテ イオ株 式会社	株式会 社 JTB コミュ ニケー ション デザイ ン	南海ビ ルサー ビス株 式会社
(1) 事業計画が市民の 平等利用その他の観 点から適切なもので あること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確 保	80点	60点	56点	51点
(2) 事業計画を確実に 実施するに足る経理的基礎 その他の経営に関する 能力を有すること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	32点	30点	26点
(3) 使用者の意思及び 人権を尊重し、常に その立場に立ったサー ビスが提供できる こと。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニー ズの把握 ②個人情報保護、情報 公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング 計画	80点	60点	58点	51点
(4) 効果的かつ効率的 な管理を実施できる こと。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第4号)	①休館日、開館時間の 考え方 ②人員配置、人材育成 の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時 対策	120点	84点	81点	76点
(5) 施設の効用を最大 限発揮させることが できること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の 実施計画 ④自主事業の実施計画	216点	171点	158点	145点

(6) 管理経費の縮減が 図られること。 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・ 方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	136点	77点	76点	76点
(7) 前各号に掲げるも ののほか、市長が定 める要件 (堺市立文化会館条例 第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者 の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミ ュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する 取組実績等（障害者 雇用、子育て支援、女 性の活躍促進、若者 雇用、高齢者雇用、本 社・本店、環境マネジ メント）	128点	91点	106点	90点
合計点		800点	575点	565点	515点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立歴史文化 にぎわいプラザ	大阪市西区京町堀 1丁目4番16号	SAKAI 環プロジェクト	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	(代表団体) 大阪市西区京町堀 1丁目4番16号	(代表団体) 大阪ガスビジネスク リエイト株式会社	
	(他の構成団体) 大阪市中央区難波 5丁目1番60号	(他の構成団体) 南海ビルサービス株 式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザの指定管理者として SAKAI 環プロジェクトを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
SAKAI 環プロジェクト	令和 6 年 6 月 10 日	堺市立歴史文化にぎわいプラザの管理運営	堺市立歴史文化にぎわいプラザの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、堺の魅力ある歴史・文化資源の発信、振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立歴史文化にぎわいプラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市西区京町堀 1 丁目 4 番 16 号

SAKAI 環プロジェクト

(代表団体)

大阪市西区京町堀 1 丁目 4 番 16 号

大阪ガスビジネスクリエイティブ株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(2) 選定経過

令和 6 年 4 月 5 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 6 年 7 月 3 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 天理大学名誉教授 太田 登

委員 京都芸術センター副館長 山本 麻友美

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	SAKAI 環 プロジェクト
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第 22 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	24 点	18 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第 22 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	48 点	39 点

<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第3号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	32点	25点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策</p>	60点	43点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定・目標達成の方策 ②観光案内展示室の運営計画 ③茶の湯等体験室及び復元茶室の運営計画 ④企画展示室の運営計画 ⑤集客・賑わい創出業務の実施計画 ⑥駐車場運営計画 ⑦自主事業の実施計画</p>	116点	82点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	56点	28点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第22条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	64点	34点
合計点		400点	269点

町の区域の変更及び新設について

本市内の町の区域を次のとおり変更し、及び新設する。

1 変更の内容

- (1) 松屋町一丁及び松屋大和川通二丁の区域をそれぞれ別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- (2) (1)において除いた区域をもって松屋町^{まつやちょう}三丁及び松屋大和川通^{まつやまとはがわどおり}五丁を別図 2 に示すとおりに新設する。

2 施行期日

市長が定める。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定に基づき、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の施行地区においては、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分^{（注）}の公告があった日の翌日とする。

3 措置する理由

住居表示に関する法律に基づく街区方式による住居表示の実施に伴い、町の区域を合理的なものに整備する必要があるため。

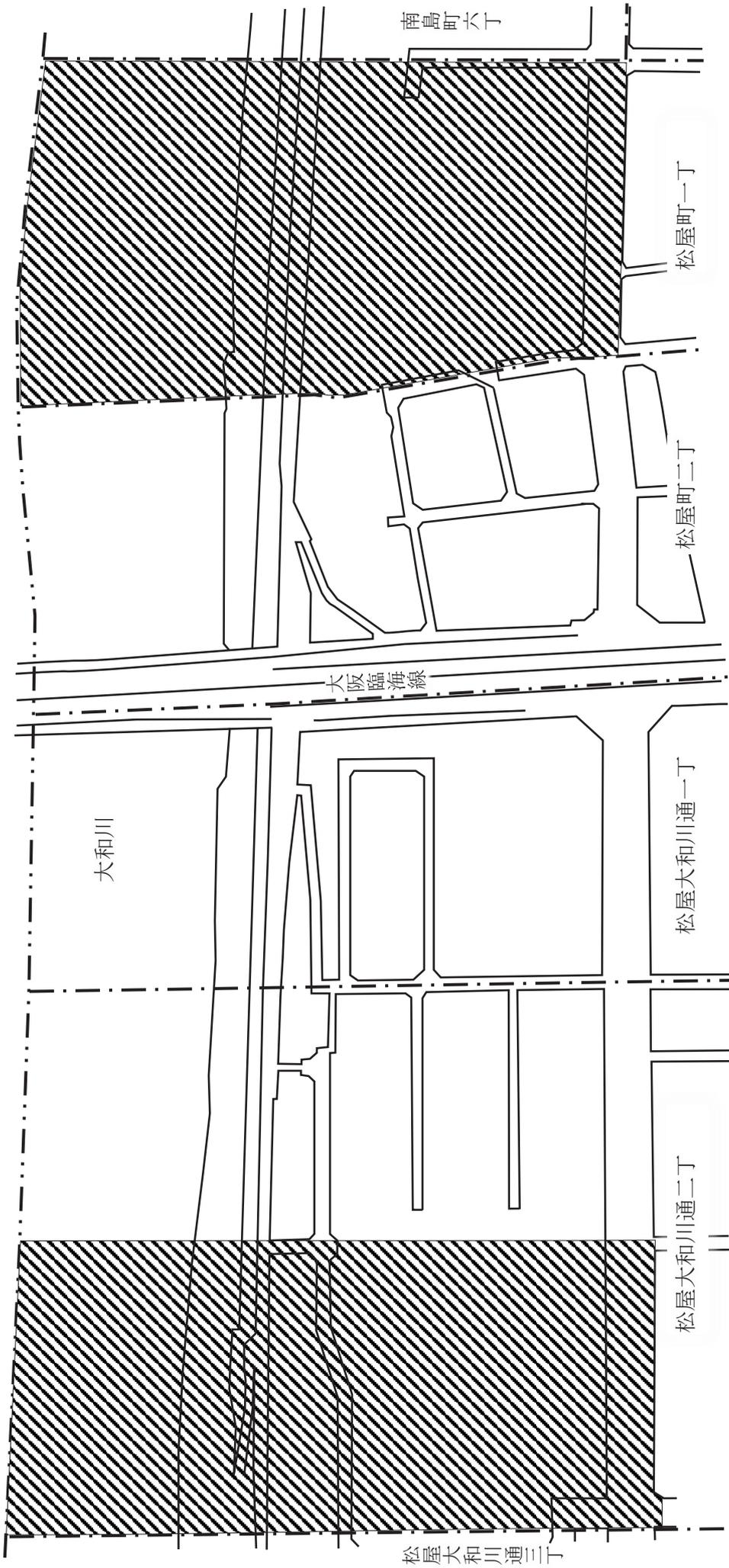
[根 拠]

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図1



大阪市



凡 例	
行政区域界線	— · · · — · · · — · · · —
町界線	— · · · — · · · — · · · —
変更区域	▨

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約案

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の 変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、別紙規約案をもって、関係市町村と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の 一部を変更する規約案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の 変更に関する協議について

1 変更の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日と定められ、同日以降、現行の後期高齢者医療被保険者証の発行は行われなくなる。これに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約中、被保険者証等の規定を改正するとともに、現在、廃止されている外国人登録原票の規定を削除する改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日から施行するものであること。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
㇔978	東八田38号線	中区東八田338番12地先 中区東八田338番7地先		開発に伴う寄付
ノ133	野尻67号線	東区野尻町469番7地先 東区野尻町469番4地先		〃
ノ360	草部231号線	西区草部98番1地先 西区草部99番6地先		〃
ノ742	大饗45号線	美原区大饗191番21地先 美原区大饗174番5地先		〃
ノ743	大饗46号線	美原区大饗191番18地先 美原区大饗191番19地先		〃
ハ1071	土師228号線	中区土師町4丁1945番3地先 中区土師町4丁1945番10地先		都市計画法第39条による帰属
ノ741	大美野202号線	東区大美野123番14地先 東区大美野123番18地先		〃
㇔979	引野69号線	東区引野町3丁214番10地先 東区引野町3丁215番2地先		〃
㇔472	百舌鳥梅北44号線	北区百舌鳥梅北町4丁129番7地先 北区百舌鳥梅北町4丁129番10地先		〃
7381	阿弥81号線	美原区阿弥366番4地先 美原区阿弥361番14地先		〃

市道認定路線図

整理番号 7978

東八田38号線

338-12

338-7

凡例



認定道路

市道認定路線図

34-20

整理番号 /133



野尻67号線

469-7

469-4

凡例
●————→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7360

草部231号線

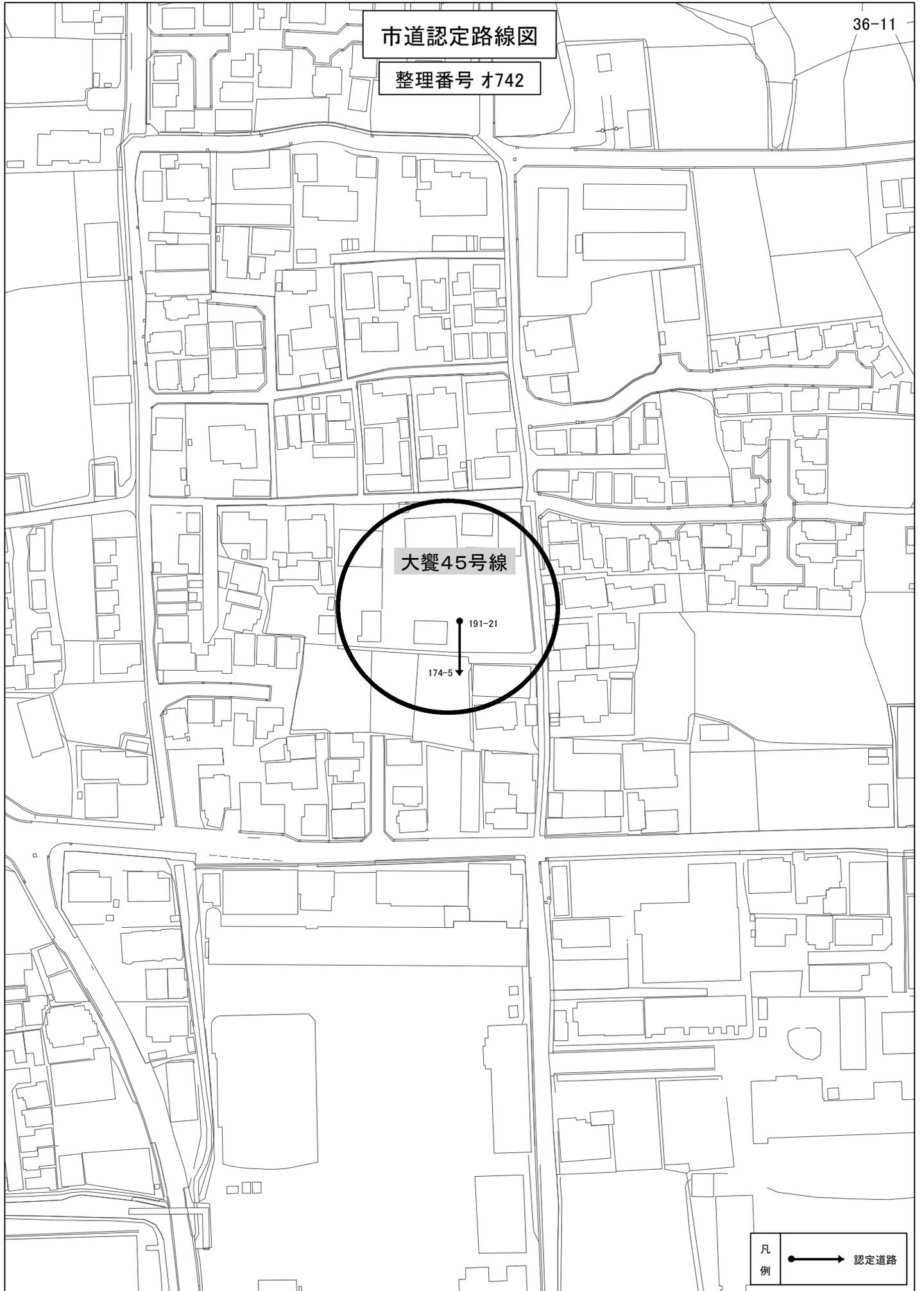
99-1

99-6

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 才742



大饗45号線

191-21

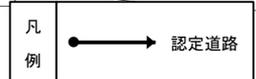
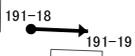
174-5

凡例  認定道路

市道認定路線図

整理番号 才743

大饗46号線

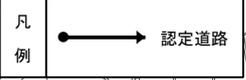
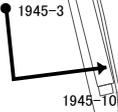


市道認定路線図

整理番号 ハ1071



土師228号線



市道認定路線図

整理番号 才741

大美野202号線

123-14

123-18

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

35-12

整理番号 7979

引野69号線

214-10 215-2

凡例
● → 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦472

百舌鳥梅北44号線

129-7

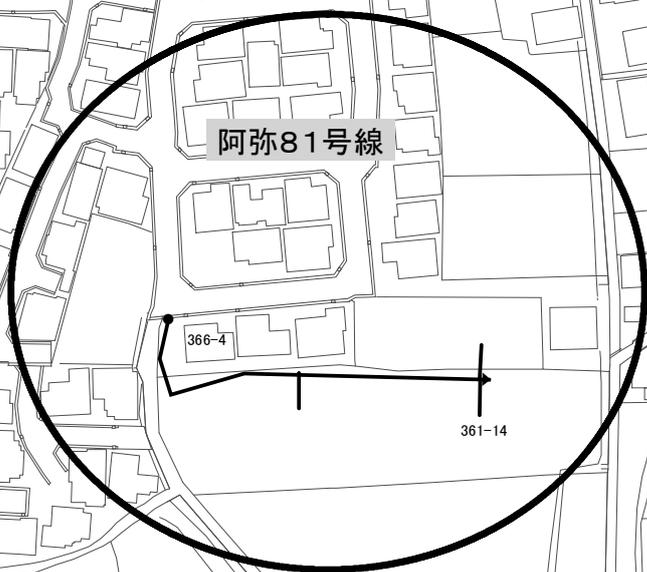
129-10

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7381



阿弥81号線

366-4

361-14

凡例
●——→ 認定道路

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
52	6. 6. 25	11, 347	高石市**** *****	*****	令和6年3月8日(金) 午後0時50分ごろ、堺市 西区山田2丁972地先にお いて、環境事業所職員の運 転する本市車両が府道和田 福泉線を走行中、対向車 線を走行中の相手方車両 のサイドミラーに接触し、 損傷させたもの。
51	6. 6. 24	48, 400	堺市東区**** *****	*****	令和6年4月29日(月) 午前10時20分ごろ、堺市 東区*****にお いて、環境事業所職員の運 転する本市車両が丁字路 を左折した際、駐車してい た相手方バイクに接触し、 損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
56	6. 7. 16	264, 322	堺市南区**** *****	*****	令和6年3月26日(火) 午後3時ごろ、堺市南区檜 尾1442地先里道敷におい て、南部地域整備事務所職 員が樹木に絡まった蔓の 除去作業を行っていたと ころ、樹木が倒れ、隣接地 に駐車していた相手方車 両の屋根部分に接触し、損 傷させたもの。

(サイクルシティ推進部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
49	6. 6. 4	115, 364	大阪市住之江区 新北島 3 丁目 8-12	有 限 会 社 サクセスフーズ 代 表 取 締 役 久 米 利 雄	令和 5 年 11 月 2 日 (木) 午前 11 時 20 分ごろ、堺市 北区東浅香山町 2 丁 233 番地先路上において、自転 車対策事務所職員の運転 する本市車両が市道東浅 香山 31 号線へ進入するた め府道大堀堺線を横断し ようとした際、同府道を走 行する相手方バイクと接 触し、損傷させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
50	6. 6. 17	182, 478	堺市北区**** *****	*****	令和 5 年 12 月 8 日 (金) 午後 3 時 10 分ごろ、堺市 北区北花田町 3 丁 44-2 地 先において、大浜公園事務 所職員の運転する本市車 両が市道東浅香山 34 号線 から市道東浅香山 46 号線 との交差点に進入する際、 同市道 46 号線を走行して いた相手方車両と接触し、 損傷させたもの。

(東消防署)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
57	6. 7. 17	477, 500	堺市東区**** *****	*****	令和 6 年 5 月 4 日 (土) 午後 10 時 10 分ごろ、堺市 東区*****の相手 方住居において、東消防署 第 1 警防課職員が傷病者 を搬送中、玄関先の階段を 踏み外し、駐車場に駐車中 の相手方車両のバックド アに接触し損傷させたも の。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
58	6. 7. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** **堺市営***** ***の住宅の明渡し	堺市堺区*** *** 堺市営**** ***	*****
59	6. 7. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** **堺市営***** ***の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *** 堺市営**** ***	*****
60	6. 7. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** **堺市営***** ***の住宅明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *** 堺市営**** ***	*****
61	6. 7. 25	訴えの提起について	堺市中区***** **堺市営***** ***の住宅の明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市中区*** *** 堺市営**** ***	亡***** 相 続 財 産

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人*****の子である*****は、本市の同居の承認を得ずに居住している。</p> <p>このため、相手方に対し同住宅の明渡しを請求する訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和4年11月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年3月29日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。また、その相続人である*****は本市の同居の承認を得ずに令和4年10月31日以前から居住している。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、令和4年11月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和6年4月15日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年1月30日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま*****が令和6年4月15日から不正に居住している。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、令和6年4月15日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和5年4月24日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
62	6.7.25	訴えの提起について	堺市堺区***** **堺市営***** ***の住宅明渡し 並びに住宅使用料 7,731 円及び住宅使 用料相当損害金	堺市西区*** ****	*****
63	6.7.25	訴えの提起について	堺市北区***** **堺市営***** ***の住宅及び駐 車場の明渡し並びに 住宅使用料 353,200 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市北区*** **** 堺市営**** ***	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 7,731 円及び死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和 6 年 2 月 19 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 7,731 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 353,200 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 353,200 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(子育て支援部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
53	6. 6. 26	東陶器こども 園新築工事	堺市堺区神 南辺町2丁 76-1-324	株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 子 中 東 陽	変更前 817,300,000円 (消費税額等 74,300,000円) 変更後 836,256,300円 (消費税額等 76,023,300円)

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
55	6. 7. 11	大浜高層建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	木 綿 麻 ・ 源 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 栄 中 東 他 の 構 成 員 株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 子 中 東 陽	変更前 1,166,075,174円 (消費税額等 106,006,834円) 変更後 1,175,985,074円 (消費税額等 106,907,734円)

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
54	6. 7. 4	津久野小学校 体育館長寿命 化改修ほか工 事(その2)	堺市中区土 師町3丁32 番55号	株 式 会 社 山 口 工 務 店 代 表 取 締 役 男 山 口 光	変更前 415,797,800円 (消費税額等 37,799,800円) 変更後 423,618,085円 (消費税額等 38,510,735円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
18,956,300 円 (消費税額等 1,723,300 円)	令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額。	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うものである。

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
9,909,900 円 (消費税額等 900,900 円)	工期延長に伴う増額、地中障害物の撤去等による増額。	地中障害物の撤去、また掘削土から検出された有害物質の処分が必要となったことから、重機の確保や施工方法を検討する必要が生じ、これに時間を要したため、工期を延長することとなった。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
7,820,285 円 (消費税額等 710,935 円)	工事請負契約書第25条第3項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第25条第3項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額変更を行うものである。

令和6年第3回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その9）

令和6年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0032

